

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

横芝光町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県山武郡横芝光町

3 地域再生計画の区域

千葉県山武郡横芝光町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は1995年の26,814人をピークに減少しており、23,762人（2015年国勢調査結果）まで落ち込んでいる。また、住民基本台帳によれば、2021年1月1日現在人口は23,368人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には16,750人と、2015年比で総人口が約70.5%となる見込みである。年齢3区分別人口を見ると、年少人口（0歳～14歳）は、1980年より一貫して減少している。生産年齢人口（15歳～64歳）は、1995年までは緩やかに増加していたが、それ以降は減少に転じており、2030年には1万人を下回るものと推計されている。老年人口（65歳以上）は、1955年より一貫して増加しているが、2020年に約8千人となった以降は減少に転じるものと推計されている。なお、2021年1月1日現在において、当町における20歳～40歳代の人口は6,920人と住民全体に占める割合は29.6%である。

人口減少の構造的な課題を分析すると、自然要因として合計特殊出生率は2018年には1.12となっており、全国平均と比べ低い傾向にあり、出生数と死亡数の推移を見ると、出生数は緩やかに減少しているのに対し、死亡数は緩やかに増加している。そのため、自然動態は減少の度合いが徐々に大きくなっており、2019年千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）によると274人の自然減となっている。

また、社会要因では、転入者数と転出者数の推移を見ると、いずれも徐々に減少しており、社会動態は、年により増減の度合いの差はあるものの、微増・微減を繰

り返し、2019年において社会増減数は±0であった。しかし、年齢5歳階級別の純移動数を見ると、15～19歳⇒20～24歳の階級で大きく転出超過となっているほか、10～14歳⇒15～19歳でも転出超過となっている。これは進学や就職による若者の転出が著しい上に、働く場がないことにより卒業後も町に戻る若者が少ないことが大きな要因となっている。

このまま人口減少が進行すると、地域消費人口や労働人口の減少による地域経済の縮小と地域産業の衰退、後継者不足による町の基幹産業である農業の衰退と自然環境保全への悪影響、担税力の高い生産年齢人口の減少に伴う町税収入の減少とこれに伴う行政サービスの質の低下、地域コミュニティの縮小による共助機能低下等が懸念され、地域の持続可能性が危ぶまれる。

これらの課題に対応するため、本計画において、次に掲げる基本目標の達成に向けて取り組み、町内企業の活性化や企業誘致による雇用拡大と、これによる町の将来を担う若者を中心とする人材確保、子育て世代の経済的な負担軽減、ワークライフバランスを安定させる環境づくりや「希望する子どもの数を持てる」子育て環境整備による少子化の流れの克服、「関係人口」の創出による地方移住者確保等により、将来的な人口減少の克服を目指す。

- ・基本目標1 産業を振興し安定した雇用を創出する
- ・基本目標2 横芝光町へ新しい人の流れをつくる
- ・基本目標3 結婚、出産、子育ての希望をかなえる
- ・基本目標4 安心して暮らせる魅力的なまちをつくる
- ・基本目標5 地域の魅力を最大限に活用しまちを活性化する

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標
ア	人口に占める就業者の割合	49.8%	52.0%	基本目標1
イ	人口に占める20～40歳代の	30.02%	30.00%	基本目標2

	割合			
ウ	横芝光町の合計特殊出生率	1.12	1.62	基本目標 3
エ	これからも横芝光町に住み 続けたい人の割合	71.1%	75.0%	基本目標 4
オ	横芝光町への観光入込客数（ 年間）	89,050人	100,000人	基本目標 5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

横芝光町まち・ひと・しごと創生推進計画事業

ア 産業を振興し安定した雇用を創出する事業

イ 横芝光町へ新しい人の流れをつくる事業

ウ 結婚、出産、子育ての希望をかなえる事業

エ 安心して暮らせる魅力的なまちをつくる事業

オ 地域の魅力を最大限に活用しまちを活性化する事業

② 事業の内容

ア 産業を振興し安定した雇用を創出する事業

基幹産業でもある農業は、若者をはじめ地域の高齢者や女性の雇用に繋がる経営体の育成や、あらゆる年齢層の新規就農者支援の強化、新規就農支援に資する取組等を行ってきており、事業を見直しながら推進を行う。

また、町内雇用の創出に繋がる企業誘致については、雇用の拡大に直接結びつくものであり、成田空港の更なる機能強化に伴い、今後さらに企業の立地ニーズが高まることが想定されることから、重点的・積極的

に推進する。

また、町内雇用の促進については、引き続き、町内で創業する地元企業や商店の育成支援に商工団体や金融機関と連携して取り組む。

【具体的な事業】

- ・ 基幹産業である農業の強化
- ・ 町内の雇用や起業の促進
- ・ 遊休公共用地の有効活用による企業誘致 等

イ 横芝光町へ新しい人の流れをつくる事業

町外からの移住受け入れについて、移住定住サポートセンター事業を推進しており、この事業継続とともに、情報発信に資する取組を強化し、町の優れた点や資源、環境、町内情報の積極的なPRを行い、移住・定住者の獲得を目指し、人口に占める20～40歳代の割合を維持する。

【具体的な事業】

- ・ 町外からの移住受入れの強化
- ・ 積極的な町の情報発信による認知度の向上 等

ウ 結婚、出産、子育ての希望をかなえる事業

「第1期総合戦略」より、子育てに係わる経済的支援、妊娠から子育て期にわたる支援、教育振興に資する施策を一体的に進めてきており、引き続き適宜改善を行いながら、合計特殊出生率や町民の子育て支援への満足度向上を目指す。

【具体的な事業】

- ・ 子育てに係る経済的支援
- ・ 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ・ 教育振興と子育ての連携 等

エ 安心して暮らせる魅力的なまちをつくる事業

路線バス、デマンドタクシーなどの公共交通の利用率向上に資する取組みを推進し、公共交通の更なる充実に向けた施策を重点的に行う。また、町を取り巻く環境の変化や高齢化による移動需要の変化、ドライバー不足問題に対応するため、先端技術を活用した新しい移動サービスの実現に向け取り組んでいく。

J R横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」を核とした駅周辺の更なる魅力の向上、利用環境の向上を目指す。

空き家や公共施設については計画の策定から実現に段階を進める。

さらに、広域的な課題解決や戦略的相互関係の構築に努めるため、多様な連携を強化することとし、自治体連携や官学連携で引き続き施策を推進する。

また、安心・安全な居住環境の形成に資する防災対策を町全体で推進する。

【具体的な事業】

- ・ 町内、町外への交通アクセスの充実
- ・ 横芝駅周辺的环境向上
- ・ 公共施設の活用
- ・ 空き地・空き家対策
- ・ 自治体連携による総合戦略の推進
- ・ 多様な連携の強化 等

オ 地域の魅力を最大限に活用しまちを活性化する事業

平成30年度策定「横芝光町土地利用ビジョン」において、交通網形成に向けた戦略プランの重点戦略として、横芝光IC周辺における複合拠点の形成を掲げており、横芝光IC周辺開発は、成田空港の更なる機能強化と相乗効果を発揮し、町の経済発展に大きく貢献するものであることから重点的に事業を推進する。

特産品の高付加価値化によるビジネスモデルの構築、業務の効率化と販路拡大に向けた発注システムの構築を目指し、施策を推進する。

また、「町民と共に進めるまちの活性化」を位置付け、観光まちづくり協会やコミュニティ団体の育成等を通してまちの活性化を推進する。

さらに、観光振興に向けたマスコットキャラクターの活用、観光情報発信などを継続的に行い、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした来訪者の増加を活かすため、ニューツーリズム開発を積極的に推進する。

【具体的な事業】

- ・交流や賑わいの創出
- ・特産品を活用したまちの活性化
- ・町民と共に進めるまちの活性化
- ・マスコットキャラクターの活用や情報発信による観光振興
- ・地域資源を活用した「ひと」の流れの向上 等

※なお、詳細は第2期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

215,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度7月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに横芝光町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで